

当駐車場をご利用されるお客様は必ずお読みください。



ゲートの開閉にご注意下さい

ご注意

ゲート装置は自動で開閉しますので**ゲート装置(バー)の下は、車両以外は通行しないでください**。落下事故、接触事故の場合の損傷は補償しません。
また、ゲートバーに触れないでください。警報ブザーがなる場合があります。

駐車場利用約款

1. 車室の提供

- (1) 当駐車場のご利用にあたっては、この約款に従ってください。
- (2) 当駐車場は、短時間駐車のための場所(車室といいます)を有償で提供することを目的とし、車両の管理・保管は行いません。
- (3) 当駐車場を駐車以外の目的(遊技、スポーツ、営業行為、演説、募金、署名運動、宣伝活動等)に使用することはできません。

2. 紛失

当社は、当駐車場内で発生した事実に起因する損害については一切責任を負いません。その損害を示す例を下記の通りです。

- (1) 車両、その付属物、積載物の盗難、滅失または破損
- (2) 車両、その付属物または積載物が原因で生じた損害
- (3) 車両と人、車両と車両、または車両と駐車場設備の接触または衝突によって生じた損害
- (4) 地震、風水害、落雷その他不可抗力によって生じた損害
- (5) 利用者、第三者を問わず、遊技、スポーツその他の目的的外使用によって生じた損害
- (6) 駐車場機器トラブルの際の、利用者の判断による無理な入出場で生じた損害
- (7) 駐車場機器のトラブル処理に際して、お待ちいただくことにより生じた損害
- (8) その他原因の如何を問わず、当駐車場への入場、出場の遅れによって生じた損害

3. 駐車時間

利用時間は入場から最長48時間とします。 継続して48時間を超えて駐車しないでください。これを超える場合は事前に場内表示の故障時の連絡先へご連絡ください。

4. 駐車することができる車両

- (1) 当駐車場内で駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
3.3m以上	1.85m以下	2.0m以下	15cm以上	2.0t以下
5.0m以下				

上記の基準は車両の付属装置、積載物等を含めて判断するものとします。
但し車室によっては上記以外の基準を設けている場合もございます。

- (2) 上記(1)の基準を満たす車両であっても下記車両を駐車することはできません。
 - ①自動二輪車、原付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車、三輪バイク
 - ②最低地上高が25cmを超える車両等、車両入場確認装置が作動しない形状の車両
 - ③オートレベルギング機能等を有し、車両高が変化する車両
 - ④エアロバーツ・改造バーツ装着車等、入出場時に障害を起こすおそれのある車両
 - ⑤無登録車両、車検切れ等の一般道路を走行することが禁じられている車両
 - ⑥自動車登録番号に覆いがなされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両
 - ⑦自動車登録事項の変更があるにも拘わらず変更登録手続きが済んでいない車両
 - ⑧仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両
 - ⑨付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両
 - ⑩大型特殊・建設用特殊等の特殊な用途の車両等で駐車場施設または機器に損害を発生させるおそれのある車両
 - ⑪危険物、有害物質、特定化学物質、その他発火又は引火の恐れがある物質、悪臭発生若しくは液滴漏出の原因となる物、その他駐車場の安全、衛生、清潔を害する物質を積載した車両

5. 駐車料金

- (1) 当駐車場の利用者は、駐車場に掲出した料金額および料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。
- (2) 駐車時間は、入場の際の駐車券の発券時から、当該車両が出場する際の収券時までの時間とします。
- (3) **駆車料金は後払いです。** 出場時にお支払いください。車両を精算機の脇に横付けし、駐車券を精算機に挿し料金表示に従いお支払いください。
- (4) **1万円・5千円・2千円等の高額紙幣はご使用できません**ので、精算の際はあらかじめ千円札もしくは硬貨をご用意ください。
- (5) ゲート装置の状況にかかわらず、精算手順に従った料金精算行為を行ってください。
- (6) 駐車券を取り忘れ、または紛失した場合は、当社指定の料金をお支払いいただきます。なお、料金精算後に駐車券を発見した場合は、後日、領収書との差額を返金いたしますので、領収書を受け取りの上保管ください。

6. 領収書、釣り銭

- (1) 機器の故障により領収書が発行されないときは、当駐車場内に表示した故障時の連絡先にご連絡ください。後日領収書を郵送します。
- (2) 釣り銭切れの場合に、精算機から預り書が発行されたときは、当駐車場内に表示された故障時の連絡先にご連絡ください。後日郵便小為替で送金いたします。

7. 駐車方法

- (1) 利用者は、車室の中央部分に駐車してください。
- (2) 車路その他車室以外の場所に駐車しないでください。
- (3) 危険防止のためカラーコーンやテープ類で封鎖している車室には駐車しないでください。なお、封鎖中の車室に駐車した場合の車両の破損等につきましては当社は責任を負いません。
- (4) 路面、看板等により月極マークが記載されている車室は月極契約者専用の車室です。一般利用者は、月極マークのある車室に駐車しないでください。
- (5) 路面、看板等により障がい者優先マークが記載されている車室は一般利用者の駐車はご遠慮ください。

8. 遵守事項

当駐車場では下記の点を遵守願います。

- (1) 安全走行
当駐車場では他の車両や歩行者に十分注意し、時速8km以下で走行してください。
- (2) 歩行時の安全確認
当駐車場を歩行するときは十分に安全を確認してください。
ゲートバーのくぐり抜けは大変危険ですので絶対にしないでください。
- (3) 出場優先
当駐車場は出場優先です。駐車場が満車の場合等に駐車場の入り口手前または接道部分等で「入り待ち」をしないでください。
- (4) 駐車券の取扱い
駐車券、定期券はねじ曲げたり、磁石に近づけたりしないでください。
また、駐車券の紛失、取り忘れにご注意ください。
- (5) 機器の誤表示等で入場し、空き車室がない場合は車路に駐車せずやかに出場してください。
- (6) 機器破損の連絡
当駐車場内の機器または設備にトラブルが生じたとき、利用者が当駐車場内の機器または設備を破損させたときは、直ちに場内表示の故障時の連絡先にご連絡ください。
- (7) 揭示事項の遵守
上記の他、当駐車場内の掲示板等に記載されている事項を遵守してください。
- (8) 利用者が他の利用者または第三者に損害を負わせたときは、利用者の責任で解決してください。

9. 禁止行為

当駐車場内では下記の行為を禁止します。

- (1) 飲酒運転(薬物等を含む)による当駐車場の利用はお断りします。
- (2) **当駐車場内は禁煙です。**
- (3) 駐車中のアイドリングは条例で禁止されています。
- (4) 空ふかし、大音量でのカーステレオの使用、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話声、火気の使用等近隣の迷惑となる行為はしないでください。
- (5) 入場時の駐車券取得後、または出場時の料金精算後は後進しないでください。
- (6) **ゴミ(空き缶、吸い殻、弁当空き箱、雑誌ほか)**の放置、放尿等不衛生な行為はしないでください。
- (7) 他の利用者の車両に触れないでください。
- (8) 精算に必要なもの以外の当駐車場の機器、設備類には手を触れないでください。

10. 不正駐車

下記不正駐車があった場合、当社は、警察への通報、車両の施錠、または車両の当駐車場外への移動の全部または一部を行うことがあります。この場合、利用者または車両使用者(占有者)もしくは車両所有者に駐車料金の他、これに要する経費および損害金5万円をお支払いいただきます。

- (1) 前記「4.駐車することができる車両」に該当しない車両を駐車させたとき
- (2) 車室の枠線からはずみ出して駐車したとき
- (3) 車室をまたがって駐車したとき
- (4) 車路に駐車したとき
- (5) 当社に事前の連絡なしに48時間を超えて駐車したとき
- (6) 駐車料金の精算を完了せずに出場しましたは出場しようとしたとき
- (7) カラーコーンやテープ類等で封鎖している車室に駐車したとき

11. 利用者の損害賠償責任

利用者が本約款、当駐車場に掲出した規定、または注意事項に違反し、それにより当社が損害(駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む)を被ったときは、当社は利用者にその損害を賠償していただきます。